

2024(令和6)年度 部局マニフェスト ～私たちの組織使命と目標～

部局名	消防本部
役 職	消防長
氏 名	林 浩己
連絡先	0595-24-9100



業績目標の標語(指導者評価)
目標としていた達成水準を上回る成果を出した(100%超)
目標としていた達成水準に到達した(100%)
わずかに目標の達成水準に達しなかった(90%以上100%未満)
目標の達成水準には届かなかった(60%以上90%未満)
目標の達成水準までは遠い結果となった(60%未満)
目標達成のための取り組みが見られなかつた

業績目標	表題	現状や課題	達成水準 (どこまでできれば達成したといえるか)	達成状況 (自己評価)	理由
◎部局目標1 <small>常備消防体制の充実強化を図り、安全安心なまちづくりを進めます。</small>	関連の施策・基本事業No: 2-2.① <small>火災・救急などの発生に際し、確実・迅速な出動・現場活動が行えるよう、消防施設・車両・資機材を計画的に更新・整備し、持続可能な消防行政サービスの提供を行います。</small>	<p>〈これまでの経緯〉 消防行政サービスの維持継続のため、伊賀市、名張市で消防連携協力協定を締結し、警防(現場部門)、予防部門は、業務の協力を図り、通信部門では、共同で整備した「伊賀地域消防指令センター」を令和6年4月1日から開設した。</p> <p>〈取り組む目的〉 消防行政サービスの維持継続</p> <p>〈現状分析〉 人口減少社会を見据え、効率的で効果的な常備消防体制の再構築が求められる。</p> <p>〈課題〉 消防本部組織再編計画の第1期実行計画が今年度で満了となるため、効率的で効果的な消防体制の更なる構築のために第2期実行計画の策定が必要である。</p>	<p>〈目標数値〉 消防本部組織再編計画の基本構想を見直し及び令和7年度からの第2期実行計画を策定し、住民説明を行い一定の理解を得る。</p> <p>〈達成された状態〉 第2期実行計画の必要性が理解される。</p> <p>〈手段・工程〉 ・年度前半に第2期実行計画策定方針を全自治協に対して説明会を実施します。そして様々な意見をいただきためアンケート調査を行い、その結果を第2期実行計画に反映する。 ・年度後半では第2期実行計画の説明会を実施し、計画の理解度をアンケート調査を行う。</p>		

<p>◎部局目標2</p> <p>常備消防体制の充実強化を図り、安心安全なまちづくりを進めます。</p>	<p>関連の施策・基本事業No: 2-2.①</p> <p>火災・救急などの発生に際し、確実・迅速な出動・現場活動が行えるよう、消防施設・車両・資機材を計画的に更新・整備し、持続可能な消防行政サービスの提供を行います。</p>	<p>〈これまでの経緯〉 災害の発生に際し迅速な活動が行えるよう、消防水利の設置数(充足率)が低い地域に計画的に設置している。</p> <p>〈取り組む目的〉 火災発生に際して消火用水を確保する。</p> <p>〈現状分析〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度耐震性貯水槽1基、消火栓2基新設した。(充足率63.23%) ・令和4年度耐震性貯水槽2基、消火栓2基新設した。(充足率64.19%) ・令和5年度耐震性貯水槽2基、消火栓2基新設した。(充足率64.3%) <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の耐震性能を有する消防水利(消火栓を除く)が全体の7割であり、耐震化を進める必要があるが、今後、耐震性貯水槽を設置するために必要な用地については、面積、地形、地質、地権者の承諾などの条件をクリアする必要がある。 ・充足率が低い地域がある。 	<p>▶</p> <p>〈目標数値〉 消防水利充足率が低い地域に耐震性貯水槽3基、消火栓2基を整備し充足率64.3%から64.4%へ向上させる。</p> <p>〈達成された状態〉 充足率を向上させることで火災発生に際し迅速な活動につながり、市民の安全・安心が高まる。</p> <p>〈手段・工程〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、既存の未耐震の消防水利を耐震化する計画を策定し、令和7年度以降の地震に強い消防水利の充実につなげる。 ・充足していない地域については、池や川などの自然水利、更新配備予定の化学水槽車を有効に活用する。
<p>◎部局目標3</p> <p>消防団と連携し火事や地震、台風等の災害から住民の命を守ります</p>	<p>関連の施策・基本事業No: 2-2.①</p> <p>第3次伊賀市消防団活性化計画を推進し、消防署と消防団の更なる連携強化を図る。</p>	<p>〈これまでの経緯〉 第3次伊賀市消防団活性化計画(令和5年度から令和9年度)の2年目にあたり、令和5年度は老朽化した消防団車両と消防ポンプ各5台を更新し、消防力を強化した。</p> <p>〈取り組む目的〉 将来にわたり持続可能な消防団活動ができるよう人員と装備を含めた消防力を確保し、住民の安全・安心を高める。</p> <p>〈現状分析〉 年々消防団員が減少している。</p> <p>〈課題〉 次世代を担う消防団員の確保</p>	<p>▶</p> <p>〈目標数値〉 伊賀市消防団基本団員定数1,410名を充足させる。</p> <p>〈達成された状態〉 消防団活動が活性化し、地域防災力が高まり、住民の安全・安心が高まる。</p> <p>〈手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う消防団員を確保していくため、学校等において防火・防災教育を行うとともに、市内の行事に参加し消防団活動を広報する。(10回/年) ・消防団員の負担軽減につながるよう各種訓練の開催時期の配慮や参加する順番を決め効率的に実施し団員の負担軽減を図る。 ・常備消防と消防団が合同で研修や訓練を実施し、連携強化を図り消防力を確保する。(2回/年)

◎部局目標4	関連の施策・基本事業No: 2-2.(2)	<p>市民による救命処置の実施とAED使用回数を増やし救命率の向上を目指す。</p> <p>〈これまでの経緯〉 ・AED設置場所をホームページや広報等で周知している。 ・AEDマップからAEDナビへのデータ移行の途中である。</p> <p>〈取り組む目的〉 市民の救命技術を向上させることで救命率を上げる。</p> <p>〈現状分析〉 ・AEDの使用方法や設置場所を知らない市民が多い。</p> <p>〈課題〉 ・参加しやすい講習会の開催方法 ・AED設置場所の認知度を上げる。</p>	<p>〈目標数値〉 ・公募型救命講習 20回以上 ・AEDナビへの移行率 80%以上</p> <p>〈達成された状態〉 その場に居合せた人による救命処置率が上がり、救命率と社会復帰率が向上する。</p> <p>〈手段・工程〉 ・市民が容易に救命講習を受講できるように土日定期講習会を実施 ・AED設置場所の紹介とスマートフォンなどで設置場所を検索できるAEDナビ登録の依頼などを救命講習等の機会で広報する。</p>	▶	
◎部局目標5	関連の施策・基本事業No: 2-2.(2)	<p>外国人住民を対象とした救急講習や初期消火訓練等の取り組みを進める。</p> <p>〈これまでの経緯〉 地域住民に対して消防・防災の講習を実施しているが、外国人住民の参加率は低い。</p> <p>〈取り組む目的〉 火災や災害時に外国人住民が取り残されず、積極的な防災活動ができる、多文化共生のまちづくり。</p> <p>〈現状分析〉 外国人住民に消火訓練や応急手当講習などを通じて、消防・防災のことを知っていただける機会を作っているが、参加者が少ないため認知度が低い。</p> <p>〈課題〉 参加率向上に向けた取り組み。</p>	<p>〈目標数値〉 令和6年3月末で伊賀市在住の外国人(5,970名)の世帯に対し消防・防災講習の案内を行い認知度を高める。</p> <p>〈達成された状態〉 火災や災害時に外国人住民が取り残されず、積極的な防災活動ができる。</p> <p>〈手段・工程〉 ・外国人住民に対する救命講習・外国人防災リーダー教室の案内と実施【2回以上/年】</p>	▶	

◎部局目標6	関連の施策・基本事業No:	2-2.(③)		
予防体制の充実強化を図り、安全安心なまちづくりを進めます	住宅防火対策の促進と高齢者を火災から守る。	<p>〈これまでの経緯〉 ・住宅防火対策の促進の一環として、逃げ遅れ者をなくすために、市の広報紙、ホームページなどで住宅用火災警報器の設置を促している。</p> <p>〈取り組む目的〉 ・住宅防火対策の促進及び高齢者における死傷者数の低減を図る。</p> <p>〈現状分析〉 ・住宅火災における死傷者は65歳以上の高齢者の割合が多い。</p> <p>〈課題〉 ・今後さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災における高齢者の死傷者の割合が増加していくことが予想される。</p> <p>・住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率(寝室等への火災警報器の設置)を向上させ、周知及び設置をさらに促すことが必要である。</p>	<p>〈目標数値〉 ・住宅火災による逃げ遅れ者をなくすために、住宅用火災警報器設置率80%以上を目指す。</p> <p>〈達成された状態〉 ・死傷者数の抑制、被害が軽減される。 ・市民が安心して暮らせる。</p> <p>〈手段・工程〉 ・関係機関と連携して高齢者宅防火診断を実施する。 ・介護事業関係者等に対し火災予防啓発を行う。 ・住宅用火災警報器の設置について、市広報などで周知及び普及啓発を図る。</p>	▶